

岡谷市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定される運賃等（以下、「協議運賃」という。）について協議するため、岡谷市地域公共交通活性化協議会規約第7条第5項の規定に基づき、協議運賃分科会（以下、「分科会」という。）を必要に応じて設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は次の事務を所掌する。

- （1）協議運賃に関すること。
- （2）その他目的を達成するために必要な事項。

（委員）

第3条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- （1）岡谷市産業振興部
- （2）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）北陸信越運輸局長野運輸支局
- （4）岡谷市区長会
- （5）岡谷市高齢者クラブ連合会
- （6）岡谷市消費者の会
- （7）岡谷市連合婦人会

2 委員の任期は、前項第2号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、岡谷市地域公共交通活性化協議会の委員の任期と同様とする。

（分科会委員長）

第4条 委員長は前条第1項第1号に規定する者が務める。

2 委員長は、分科会の事務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、岡谷市地域公共交通活性化協議会事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。